

京都市告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する
指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和3年6月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社アドナース（代表取締役 鎌田 智広）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地10

3 事業所の名称

アドナース京都相談支援事業所

4 事業所の所在地

京都市西京区大枝沓掛町1-19

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和3年6月1日

7 事業所番号

2634081778

(保健福祉局障害保健福祉推進室)